

J-TEC 倫理委員会規定

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング

1. （設置）

第1条

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング（以下「当社」という。）は、ヒト組織および細胞を利用した製品の研究開発、製造販売等の事業を行うにあたり、倫理的妥当性および安全性に関する評価・助言を行うことを目的として、J-TEC 倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. （委員会の職務）

第2条

委員会は、当社の事業全般にわたる倫理的指針とする「倫理基本方針」について、その倫理的妥当性および安全性に関して審査し、制定・改訂する。

2 委員会は、当社から報告された社内倫理審査委員会の審査結果について、その倫理的妥当性および安全性に関して評価・助言する。

3 委員会は、当社から特別に依頼された事案に関しては審査を行う。

3. （組織）

第3条

委員会は、当社代表取締役が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成される。委員の総数は、10名前後とする。

2 委員会の委員は、企業委員と外部委員から構成される。

企業委員

当社と利害関係を有する個人または利害関係を有する団体に所属する者を選任する。

外部委員

当社と利害関係を有しない個人または利害関係を有しない団体に所属する者であって、医学専門家、倫理および法律等の医学分野以外の専門家、報道関係者などを選任する。

3 企業委員よりも外部委員の人数が多くなるように構成する。

4. （委員の任期）

第4条

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充のために委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

5. （委員長）

第5条

委員長は、当社代表取締役が任命する。

2 委員会の議長は、委員長が務めるものとする。

3 委員長に万一事故ある場合は、当社代表取締役の任命する者がその職務を代行する。

6.（委員会の開催）

第 6 条

委員会は年 1 回以上の開催を原則とし、過半数の委員の出席および外部委員数が企業委員数を上回ることを開催の要件とする。

2 緊急を要する議案の場合、委員長の判断で、書面その他の方法で委員の意見を求めることにより持回り審議とすることができる。

7.（議事録）

第 7 条

委員会の事務局は、議事の経過概要および結果を議事録として取りまとめ、委員長の承認を得る。

2 委員会の議事録は、承認後すみやかに企業委員が当社代表取締役へ報告する。

8.（情報公開）

第 8 条

当社は、当該規定、委員会の構成および運営、ならびに議事録を、当社ホームページで公開する。

2 公開にあたっては、プライバシーおよび知的財産権の保護に十分な配慮を行う。

9.（事務局）

第 9 条

委員会の事務局は、当社代表取締役の指定する部門が担当する。

10.（規定の改廃）

第 10 条

この規定の改廃は、3 分の 2 以上の委員の同意を必要とする。

附則

この規定は 2022 年 10 月 1 日から施行する。

1999 年	4 月	1 日	制定
2004 年	6 月	12 日	改訂
2009 年	7 月	11 日	改訂
2017 年	7 月	1 日	改訂
2018 年	1 月	15 日	改訂
2022 年	10 月	1 日	改訂